

平成29年第2回 大石田町議会臨時会会議録

平成29年5月10日(水)、大石田町議会臨時会が大石田町議場において招集された。

1. 議長(芳賀 清君) 午前 10 時 00 分 開会を宣す。

出席議員は次のとおり。

1 番 岡崎英和 君	4 番 関 幸悦 君	7 番 遠藤宏司 君
2 番 村形昌一 君	5 番 村岡藤弥 君	8 番 斎藤公一 君
3 番 小玉 勇 君	6 番 大山二郎 君	9 番 芳賀 清 君
		10 番 星川 久 君

地方自治法第121条の規定により、説明のため議会に出席した者の職氏名。

町 長	庄司喜與太君	保健福祉課長	高橋慎一君
副町長	横山利一君	産業振興課長	
教育長	布川 元君	(兼)農業委員会事務局長	井苺清隆君
総務課長	二藤部康暢君	建設課長	間宮 実君
まちづくり推進課	吉田 茂君	教育文化課長	荒井義孝君
町民税務課長			
(兼)会計管理者	大沼弘子君	総務主幹	八鍬 誠君

本会議に、職務のため出席した者の職氏名。

議会事務局長	鈴木 太
議会事務局議会主査	大沼裕子

提出議案目録

- 報告第 1号 大石田町町民交流センター建築(主体)工事請負契約の一部変更についての専決処分の報告について
- 報告第 2号 大石田町町民交流センター建築(電気設備)工事請負契約の一部変更についての専決処分の報告について
- 報告第 3号 大石田町町民交流センター建築(機械設備)工事請負契約の一部変更についての専決処分の報告について
- 報告第 4号 損害賠償の和解についての専決処分の報告について
- 承認第 1号 平成28年度大石田町一般会計補正予算(第9回)の専決処分の承認について
- 承認第 2号 大石田町税条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分の承認について
- 承認第 3号 大石田町過疎地域固定資産税課税免除条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分の承認について
- 承認第 4号 大石田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分の承認について
- 承認第 5号 平成29年度大石田町一般会計補正予算(第1回)の専決処分の承認について
- 議案第37号 平成29年度大石田町国民健康保険特別会計補正予算(第1回)
- 議案第38号 小型除雪車の取得について

議 事 の 経 過

1. 議長(芳賀清君)

おはようございます。

ただ今から、平成29年第2回大石田町議会臨時会を開会いたします。

出席議員数も定足数に達しておりますので、ただちに本日の会議を開きます。本日の会議は、議事日程第1号によって進めてまいります。

日程第1. 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、大石田町議会会議規則第125条の規定により、

5番 村岡 藤 弥 君、

6番 大 山 二 郎 君を指名します。

次に、日程第2. 会期の決定を議題といたします。会期につきましては、議会運営委員会を開催していただき協議を願っておりますので、その結果につきましては、議会運営委員会委員長より報告を求めます。議会運営委員会委員長 齋藤 公 一 君。

1. 議会運営委員会委員長(齋藤公一君)

おはようございます。

議会運営委員会の結果について報告いたします。

去る4月27日告示、本日召集されました平成29年第2回大石田町議会臨時会の会期・議事運営等について、本日午前9時30分より議会運営委員会を開き、提出される案件等を考慮し慎重に協議した結果、本臨時会は皆さんのお手元に配布している会期議事日程のとおりであります。

すなわち、本臨時会は本日1日限りの会期とし、その内容についてご説明申し上げ、皆さんのご賛同をいただきたいと思います。と存じます。

はじめに、ただ今報告している会期の決定をしていただきます。

次に、本臨時会に提出されている議案11件を上程し、提出案件について町長の提案理由の説明、並びに担当課長の補足説明をしていただきます。

補足説明終了後、本会議を休憩していただき、議場において全員協議会を開催し、本臨時会の議案説明をお願いしたい考えであります。

全員協議会終了後、ただちに本会議を再開し議案の審議をお願いし、終結後、本臨時会を閉会する考えであります。

なにとぞ、本委員会の決定どおり皆さんのご賛同とご協力をいただき、会議を進めて下さるようお願い申し上げます。

平成29年5月10日 大石田町議会運営委員会委員長 齋藤 公 一。

1. 議長(芳賀清君)

ただ今、議会運営委員会委員長より報告のとおり、本臨時会の会期は本日1日限りをすることにご異議ありませんか。(議員:「なし。」)ご異議なしと認めます。したがって、会期は本日限りをすることに決定いたしました。

次に、日程第3. 報告第1号より、日程第13. 議案第38号まで、以上11件を一括して議題として上程いたします。

日程第14. 町長より上程議案について提案理由の説明を求めます。大石田町長 庄 司 喜 與 太 君。

1. 町長(庄司喜與太君)

おはようございます。

本日、第2回町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、お忙しい中ご出席をいただき心から感謝を申し上げますとともに、日ごろより町政各般にわたって特段のご指導、ご協力を賜っておりますことに深く感謝を申し上げます。

さて、ただ今上程になりました、議案の概要についてご説明を申し上げます。

報告第1号「大石田町町民交流センター建築(主体)工事請負契約の一部変更についての専決処分の報告について」であります。

大石田町町民交流センター建築(主体)工事について、変更契約を行い専決処分したので、地方自治法の規定により報告するものであります。

報告第2号「大石田町町民交流センター建築(電気設備)工事請負契約の一部変更についての専決処分の報告について」であります。

大石田町町民交流センター建築(電気設備)工事について、変更契約を行い専決処分したので、地方自治法の規定により報告するものであります。

報告第3号「大石田町町民交流センター建築(機械設備)工事請負契約の一部変更についての専決処分の報告について」であります。

大石田町町民交流センター建築(機械設備)工事について、変更契約を行い専決処分したので、地方自治法の規定により報告するものであります。

報告第4号「損害賠償の和解についての専決処分の報告について」であります。

町道上において生じた物損事故による損害賠償の和解について専決処分したので、地方自治法の規定により報告するものであります。

承認第1号「平成28年度大石田町一般会計補正予算(第9回)の専決処分の承認について」であります。

既決の予算に歳入歳出それぞれ1,316万6,000円を減額して、予算総額65億735万9,000円とし専決処分したので、地方自治法の定めるところにより承認を求めるものであります。

承認第2号「大石田町税条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分の承認について」であります。

地方税法等の一部改正に伴い、改正する必要がある専決処分したので、地方自治法の規定により承認を求めるものであります。

承認第3号「大石田町過疎地域固定資産税課税免除条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分の承認について」であります。

過疎地域自立促進特別措置法の一部改正に伴い改正する必要がある専決処分したので、地方自治法の規定により承認を求めるものであります。

承認第4号「大石田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分の承認について」であります。

地方税法等の一部改正に伴い改正する必要がある専決処分したので、地方自治法の規定により承認を求めるものであります。

承認第5号「平成29年度大石田町一般会計補正予算(第1回)の専決処分の承認について」であります。

既決の予算に歳入歳出それぞれ2,297万2,000円を追加して、予算総額49億2,297万2,000円とし専決処分したので、地方自治法の定めるところにより承認を求めるものであります。

議案第37号「平成29年度大石田町国民健康保険特別会計補正予算(第1回)について」であります。

既決の予算に歳入歳出それぞれ30万1,000円を追加して、予算総額10億5,745万1,000円とするものであります。

議案第38号「小型除雪車の取得について」であります。

小型除雪車を購入するための入札を行い落札者が決定したので、地方自治法等の規定により提案するものであります。

以上、今臨時会に提出いたしました議案の大要についてご説明申し上げます。なお、詳細については担当課長から説明させますので、よろしくお願ひ申し上げます。

1. 議長(芳賀清君)

続いて、担当課長より補足説明を求めます。総務課長 二藤部康暢君。

1. 総務課長(二藤部康暢君)

それでは、補足説明をさせていただきます。改めて議案書のほうをご覧ください。最初に1ページのほうになります。

報告第1号「大石田町町民交流センター建築(主体)工事請負契約の一部変更についての専決処分の報告について」であります。地方自治法の規定によりまして、主体工事の一部変更について、別紙のとおり専決処分いたしました。同条第2項の規定により報告するものであります。

次のページ、3ページをお開き下さい。専決第1号になります。主体工事について昨年9月、第3回定例会におきまして第1回目の変更契約の議決をいただきました。今般第2回目の変更契約について専決処分を行ったものであります。変更前が20億2,553万6,960円を20億4,094万5,120円とするもので、変更額について議会が指定する5%以内でありますので、3月15日付で専決処分をさせていただきました。変更内容については、全員協議会にてご説明を申し上げます。5ページをお開き下さい。

報告第2号「大石田町町民交流センター建築(電気設備)工事請負契約の一部変更についての専決処分の報告について」であります。同様でありますので、次のページをお開き下さい。

専決第2号で電気設備工事の変更であります。変更前2億7,671万4,360円を2億8,246万5,360円としたものであります。同じく5%以内でありますので、3月15日付で専決処分をさせていただきました。報告をさせていただきます、報告するものであります。

9ページをお開き下さい。

報告第3号「大石田町町民交流センター建築(機械設備)工事請負契約の一部変更についての専決処分の報告について」であります。10ページをお開き下さい。専決第3号とさせていただきます。変更前が2億9,298万3,480円から2億9,643万6,240円とするものであります。これについても指定する5%以内でありますので、3月15日付で専決し、報告させていただくものです。13ページをお開き下さい。

報告第4号「損害賠償の和解についての専決処分の報告について」。

これも地方自治法に基づきまして、物損事故に基づき生じた損害賠償の和解について別紙のとおり専決処分をいたしましたものであります。次のページをお開き下さい。15ページであります。

専決第4号「損害賠償の和解についての専決処分について」ということで、事故発生年月日、平成29年1月18日。事故発生場所であります。大石田町の町道二丁目裏線であります。和解の相手方、東町にお住まいの遠藤登さんであります。和解の原因であります。町道二丁目裏線において、道路状況が悪く段差が出来ていたために、遠藤さんが所有する自家用車のフロントバンパーが破損したものであるということです。和解の条件であります。大石田町が遠藤さんに対しまして54,670円を支払うものであります。3月15日付で専決処分させていただいたもの

であります。

17ページをお開き下さい。ここからは承認案件になります。

承認第1号「平成28年度大石田町一般会計補正予算(第9回)の専決処分の承認について」であります。別紙の補正予算書をご覧ください。

専決第5号であります。平成28年度大石田町一般会計補正予算(第9回)

歳入歳出の総額から1,316万6,000円を減額し、総額65億735万9,000円とするものであります。歳出の大きなところでは、道路除雪機を900万円減、それから庁舎等の除雪費について170万円の減額などについてであります。歳入といたしましては、各種交付金の交付実績に合わせまして、地方交付税を9,300万円ほど増額。財調基金を1億1,300万円減額するなどが主なものになっております。

次にまた、本編の議案書にお戻りいただきたいと思っております。19ページであります。

承認第2号「大石田町税条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分の承認について」であります。21ページをご覧ください。専決第6号とさせていただきます。23ページ以降に改正条例を載せておりますが、これについては、地方税法等の改正に伴いまして配偶者控除、あるいは配偶者特別控除の見直しがなされまして、控除対象配偶者の定義の変更を行うもの。それから、児童福祉施設など特定の事業のように供する固定資産に係る特別措置の新設を行う規定などが盛り込まれております。3月31日付で専決させていただきました。

続きまして33ページ。飛びますが33ページお開き下さい。

承認第3号になります。「大石田町過疎地域固定資産税課税免除条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分の承認について」であります。次のページをお開き下さい。

専決第7号で、3月31日付でさせていただきます。次のページから改正条例が載っておりますが、過疎地域自立促進特別措置法の改正に伴いまして、これまで町に新たに新設するなどした事業所に対して固定資産税の課税免除を行っておりますが、その対象を事業職種について、製造とかあるわけがございますけれども、これまで情報通信事業などがありました。それを除外して新たに農林水産販売事業などを新たに対象とするというふうな内容になります。

続きまして、39ページをお開き下さい。

承認第4号であります。「大石田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分の承認について」。次のページをお開きいただきまして、専決第8号ということで3月31日付でさせていただきます。43ページ以降に改正条例案載せておりますが、国保税の軽減の対象となる世帯、これの判断基準を変更するものであります。

続いて47ページをお開き下さい。

承認第5号であります。「平成29年度大石田町一般会計補正予算(第1回)の専決処分の承認について」についてということですが、別紙補正予算書をご覧ください。

専決第9号であります。平成29年度大石田町一般会計補正予算(第1回)。

歳入歳出それぞれ2,297万2,000円を追加して、49億2,297万2,000円とするものであります。

歳出の主なものといたしまして、今冬の農業施設に対する雪害対策補助事業として230万円ほど。駒籠地区の農業基盤整備に係る経費として2,000万円を計上をしております。

歳入といたしましては、受益者分担金、それから県補助金等を充てております。

続きまして、補正予算ですね。議案第37号の国保会計の補正予算書をご覧ください。

平成29年度大石田町国民健康保険特別会計補正予算(第1回)であります。歳入歳出に30万

1,000円を追加いたしまして、総額10億5,745万1,000円とするものであります。前期高齢者負担金、納付金の増額補正で歳入は前年度繰越金を充当しております。

続いて、本議案書にお戻り下さい。最終ページ49ページでございます。

議案第38号「小型除雪機の取得について。」取得する財産であります。小型除雪車、ロータリ除雪車であります。1.3m級を1台。取得価格1,642万6,800円。契約の相手であります。山形市の昭和建機株式会社代表取締役 石川 清。4月25日に入札の結果、落札者が決定いたしましたので、条例規定に基づきまして提案するものであります。

以上、報告4件、承認5件、議案2件、計11件の補足説明をさせていただきます。

1. 議長(芳賀清君)

暫時休憩いたします。

10時25分より全員協議会を議場で開催します。

休 憩 午 前 10 時 20 分

(全員協議会[於:議場]午 前 10 時 25 分～午 前 11 時 48 分)

再 開 午 前 11 時 50 分

1. 議長(芳賀清君)

再開いたします。

議案の審議を行います。

日程第15. 報告第1号より、日程第18. 報告第4号まで、以上4件を一括して議題といたします。ご質疑のある方の発言を許します。2番 村 形 昌 一 君。

1. 2番(村形昌一君)

報告1号から3号までの件で補正増というようなことですが、多くの町民の方が、まだお金かかんのがというような認識を持ってると思います。それに関しまして、町長なりのご説明をお聞かせいただければなというふうに思います。

1. 議長(芳賀清君)

町長 庄 司 喜 與 太 君。

1. 町長(庄司喜與太君)

30億円以内で完成するような形の中で今やっております。

1. 議長(芳賀清君)

2番 村 形 昌 一 君。

1. 2番(村形昌一君)

まだ高くなんのというふうなことに、町長がら30億だがらしょうないべというようなことで捉えてんじゃよろしいが。もう少しうまい説明あればなというふうに思いますけど、よろしく願います。

1. 議長(芳賀清君)

町長 庄 司 喜 與 太 君。

1. 町長(庄司喜與太君)

完成した後に町民の皆さんからの評価をいただきたいと思っております。

1. 議長(芳賀清君)

他にありませんか。6番 大山二郎君。

1. 6番(大山二郎君)

今、交流センターの件に関して、以前一般質問でもさせていただいたときにですね、交流センターの財政措置とかそういったものを、しっかりと町民並び議会にも説明してほしいという話をした段階で、確か町長、4月ぐらいから説明しますという話をしてるんだけど、今まで町民対して等も含めて説明をしっかりととしてらっしゃるんでしょうか。

1. 議長(芳賀清君)

町長 庄司喜與太君。

1. 町長(庄司喜與太君)

町政懇話会、そしてまた区長会などで説明をしておるつもりでおります。

1. 議長(芳賀清君)

6番 大山二郎君。

1. 6番(大山二郎君)

今日あの資料の中で渡された、交流センター工事契約額一覧というのがあるんですけども、これは単なる金額だけの話であって、前に、以前に渡されたような国庫補助金あるいは過疎債、そういった詳細なデータ、それから今後どういうふうな返済計画をしていくのかということの説明を願いたいということをお願いしたんですが、大まかな話をしたんではよくわからないのではないかなど。今後そういった詳細を大体確定してきたんでしょうからしっかりとしていただきたいんですが、いかがですか。

1. 議長(芳賀清君)

町長 庄司喜與太君。

1. 町長(庄司喜與太君)

完成した時点でこれから説明をきちっとさせていただきます。

1. 議長(芳賀清君)

他にありませんか。(議員:「なし。」)ご質疑もないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

報告第1号 大石田町町民交流センター建築(主体)工事請負契約の一部変更についての専決処分の報告について

報告第2号 大石田町町民交流センター建築(電気設備)工事請負契約の一部変更についての専決処分の報告について

報告第3号 大石田町町民交流センター建築(機械設備)工事請負契約の一部変更についての専決処分の報告について

報告第4号 損害賠償の和解についての専決処分の報告について を終わります。

次に、日程第19. 承認第1号を議題といたします。ご質疑のある方の発言を許します。ありませんか。2番 村形昌一君。

1. 2番(村形昌一君)

歳出1、2ページ。8款2項3目13節委託料。道路除排雪業務委託料。これ全員協議会の中で聞いてみますと、あの丹生川の丹生川橋の下は町管理だというようなことで説明受けました。あそ

ごに大きな石ころとかコンクリート片などがゴロゴロしてで、冬期間の除排雪、雪捨て場によってなったのであろうかなと推認するところではありますが、雪捨てる方たちのマナー向上、併せこれから丹生川では鮎釣りとか消防の水出し訓練とかありますので、早期の撤去をお願いしたいと思いますが、町長の考えをお聞かせ下さい。

1. 議長(芳賀清君)

町長 庄 司 喜 與 太 君。

1. 町長(庄司喜與太君)

そういう点で、邪魔にならないような点できちっとした対処をしたいと思います。

1. 議長(芳賀清君)

他にありませんか。7番 遠 藤 宏 司 君。

1. 7番(遠藤宏司君)

専決第5号28年度大石田町一般会計補正予算で、少ない金額ですけども教育委員会のもあるんですけども、なぜ説明しなかったのか。項目ありますよにや。

1. 議長(芳賀清君)

スポーツ大会激励金だが？説明が漏れだんねがっていうだけんとん。ちょっと説明して。3ページ、4ページだべ。(遠藤議員:「はい。」)教育文化課長 荒 井 義 孝 君。

1. 教育文化課(荒井義孝君)

28年度のスポーツ大会の出場激励金について、全国大会あるいは東北大会に出場した方々に激励金を交付しておりますが、その分の不足が見込まれたものですから16,000円を補正をお願いするものであります。28年度の最終的な支出額で29万6,000円というふうな状況になってございます。全国大会が6名いらっしゃいます。おひとつ12,000円ずつと。そのほかは東北大会というふうな状況になってございます。以上です。

1. 議長(芳賀清君)

他にありませんか。(議員:「なし。」)ご質疑もないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、討論のある方の発言を許します。ありませんか。(議員:「なし。」)討論もないようでありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより、承認第1号を採決いたします。採決は起立により行います。お諮りいたします。承認第1号は原案のとおり承認するに賛成の諸君の起立を求めます。全員起立であります。

よって、承認第1号「平成28年度大石田町一般会計補正予算(第9回)の専決処分の承認について」は、原案のとおり承認することに決しました。

次に、日程第20. 承認第2号より、日程第23. 承認第5号まで、以上4件を一括して議題といたします。ご質疑のある方の発言を許します。ありませんか。6番 大 山 二 郎 君。

1. 6番(大山二郎君)

承認第5号平成29年度の一般会計(第1回)。これの歳出1、2ページ。財産管理のところ委託料、里山スキー場の廃棄物撤去処分業務委託料というのが出て説明を受けました。その段階で課長にもお話したんですが、まだスキー場の条例が残っております。もう3年も経つのに先ほど説明は受けましたけど、そのへん必要が、条例があれば本来はスキー場を整備しておく必要があるはずなんですが、今のところいろんな別なものに出来ないか、あるいは委託出来ないか、そういったことを検討してきたという話もありますけど、もう3年の経って1年半ぐらいいは、1年目ぐらいいで廃止すべきだと思うんですが、未だに廃止していないその理由、今後どういうふうな条例廃止をして

いくのか、そのへん町長の考えがありましたらお聞かせ願いたい。そして、同時にできれば教育長のお考えもお聞きしたいと思います。

1. 議長(芳賀清君)

町長 庄 司 喜 與 太 君。

1. 町長(庄司喜與太君)

3年間、一応もようっていうか、どういう形の中で申請とかやりたいとかっていう人たちも現れるんではなかろうかなということで見守ってきた次第であります。3年も経ちました。議員の言うとおりに今度廃止に向かった形の中でやっていかなければならないと私自身は思っております。

1. 議長(芳賀清君)

教育長 布 川 元 君。

1. 教育長(布川元君)

議員おっしゃるとおり、3年経過しましたので、今町長の答弁にもありましたように、速やかに廃止出来るような方向で検討していきたいと思っております。

1. 議長(芳賀清君)

他にありませんか。7番 遠 藤 宏 司 君。

1. 7番(遠藤宏司君)

先ほど全員協議会で、太陽光発電で横山・黒滝の方面の山の売買状況をいうのを伺いましたんですけども、総務課長に言いましたら、まちづくり推進課のほうで説明あるんじゃないかっていう話だったんですけど、ちょっと私も質問しなくてあれですけど、土地の移動の状況ですにゃ、相当売ってるっていう方が何人も聞いていますんですけど、そういう状況。そして太陽光発電についての町長の考えを第1点伺います。

それから、今専決9号の29年度の一般会計補正で里山スキー場問題が取り上げられましたけども、私は全く逆の立場でお伺いしたいですが、先ほど議会運営委員会の席上、町長は347の通年通行の影響もあるのかどうか、スイカオーナーが増えたていう話してましたけども、これはやっぱり347の通年通行が可能になったわけでありますので、夏はスイカオーナー、冬はスキー場という形で温めて交流人口拡大を考える気はないかどうかお伺いいたします。

1. 議長(芳賀清君)

遠藤議員に申し上げます。メガソーラーについては議案に載っていませんので、後日の全協あたりで説明させます。

里山スキー場に関連して、R347 関連の交流人口拡大。町長、答弁下さい。町長 庄 司 喜 與 太 君。

1. 町長(庄司喜與太君)

確かに347に交流人口、通行が増えていることは確かであります。それに伴ってスキー場というような話、復活云々なんですけども、今スキー人口ははっきり言って減ってますし、また347の地域には、鳴子スキー場もありますけども、私も鳴子スキー場見てきました。本当に閑散たるものでなんでこんなに埋没してしまったのかなというようなぐらいに寂れておりました。そしてまた赤倉スキー場、そしてまた尾花沢の花笠スキー場もやっぱりスキー人口そのものの減りと同時に減ってるような状況の中で、それを復活するということは非常に難しいんじゃないのかなというような気がしております、私自身もスキー場に復活するというのは、今のところ考えてないような状況です。以上です。

1. 議長(芳賀清君)

7番 遠藤宏司君。

1. 7番(遠藤宏司君)

これまで、里山スキー場として利用してきたもんですから頭からスキー場が離れないわけですけども、スキー場じゃなくっても単なる雪のレジャー、冬場の雪遊びの出来る場所どが、そういうなごどをすれば、よりスキー場の利用客が減ってるっていうのはそれは全国的にそうなんですけども、別な意味での交流人口拡大に必ずや復活すると私は思っているんですけども、いかがでしょうか。

1. 議長(芳賀清君)

町長 庄司喜與太君。

1. 町長(庄司喜與太君)

それらを踏まえた上で、スキー云々、雪っていうことでなくて、里山スキー場の利用云々はこれから考えていかなければならないということ。そしてまた議員の皆さんからも、こんな使い方もあるんではなかろうかなというような意見なんかも取り入れた形でやっていきたいと思います。

1. 議長(芳賀清君)

他にありませんか。(議員:「なし。」)ご質疑もないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、討論のある方の発言を許します。(議員:「なし。」)討論もないようでありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより、承認第2号を採決いたします。採決は起立により行います。お諮りいたします。承認第2号は原案のとおり承認するに賛成の諸君の起立を求めます。全員起立であります。

よって、承認第2号「大石田町税条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分の承認について」は、原案のとおり承認することに決しました。

次に、承認第3号を採決いたします。採決は起立により行います。お諮りいたします。承認第3号は原案のとおり承認するに賛成の諸君の起立を求めます。全員起立であります。

よって、承認第3号「大石田町過疎地域固定資産税課税免除条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分の承認について」は、原案のとおり承認することに決しました。

次に、承認第4号を採決いたします。採決は起立により行います。お諮りいたします。承認第4号は原案のとおり承認するに賛成の諸君の起立を求めます。全員起立であります。

よって、承認第4号「大石田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分の承認について」は、原案のとおり承認することに決しました。

次に、承認第5号を採決いたします。採決は起立により行います。お諮りいたします。承認第5号は原案のとおり承認するに賛成の諸君の起立を求めます。全員起立であります。

よって、承認第5号「平成29年度大石田町一般会計補正予算(第1回)の専決処分の承認について」は、原案のとおり承認することに決しました。

次に、日程第24. 議案第37号を議題といたします。ご質疑のある方の発言を許します。ありませんか。(議員:「なし。」)ご質疑もないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、討論のある方の発言を許します。(議員:「なし。」)討論もないようでありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第37号を採決いたします。採決は起立により行います。お諮りいたします。議案第37号は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。全員起立であります。

よって、議案第37号「平成29年度大石田町国民健康保険特別会計補正予算(第1回)」は、原

案のとおり可決されました。

次に、日程第25. 議案第38号を議題といたします。ご質疑のある方の発言を許します。1番 岡崎英和君。

1. 1番(岡崎英和君)

小型除雪車導入による道路の維持管理という点に関しまして、実はこの時期融雪後、除雪が起因と思われる道路縁石等々の補修が見えてきた時期でございます。その中で、実は東町地区内1ヵ所、桂木町内1ヵ所の補修に関して町にお願いしたところ、速やかな対応を高く評価いただきました。もちろん窓口は建設課と思われませんが、町長が常日頃おっしゃっている政治信条「こころ通うあたたかい町政」が浸透してきたのかなというふうに思われます。評価されている点であります。町長、この件に関してどう思われますか。

1. 議長(芳賀清君)

町長 庄司喜與太君。

1. 町長(庄司喜與太君)

建設課にはいろんなことを町民のほうから、住民のほうから要望がありましたら速やかに対処するようにというようなことで言っているところであります。以上です。

1. 議長(芳賀清君)

他にありませんか。(議員:「なし。」)ご質疑もないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、討論のある方の発言を許します。(議員:「なし。」)討論もないようでありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第38号を採決いたします。採決は起立により行います。お諮りいたします。議案第38号は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。全員起立であります。

よって、議案第38号「小型除雪車の取得について」は、原案のとおり可決されました。

以上をもって、平成29年第2回大石田町議会臨時会の全日程を終了いたしました。町長より、発言を求められておりますのでこれを許します。大石田町長 庄司喜與太君。

1. 町長(庄司喜與太君)

本日の第2回町議会臨時会にあたり、一言お礼を申し上げます。

議員各位におかれましては、急きょご参集いただき、そして慎重審議のうえ提案いたしました案件を原案どおりご承認、ご可決いただきまして誠にありがとうございました。

今後とも、町民の声を聴き、町の地方創生の実現に向け各分野において全力で取り組んでまいりますので、議員各位におかれましても変わらぬご指導を賜りますようお願い申し上げます。

本日は、大変ありがとうございました。

1. 議長(芳賀清君)

これをもって、平成29年第2回大石田町議会臨時会を閉会いたします。

ご苦労様でした。

閉会 午後 0 時 08 分